

仲間とつくる法人組織

仲間と新たな
ビジネスを
立ち上げたい。

What is くみあい?!

山口県中小企業団体中央会



営業マン:アツシ

ひとりでの
取り組みに
限界がある。



料理人:ヤスシ

今ある団体を
法人化したい。



デザイナー:リナ

コストをおさえて
法人をつくりたい。



プログラマー:ヒロミ

「組合」って何？

様々な形の「組合」があるうち、ここでは中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合・企業組合を紹介します。

◎ 4 社（人）以上が集まって^{ビジネス}経済活動を行うための法人組織

◎ 行政庁の認可法人で、公平な組織運営を行う

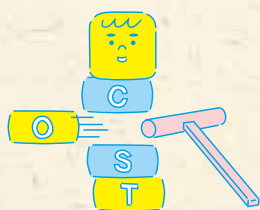
◎ 「事業者」同士でつくる法人 ▶ 事業協同組合

◎ 「個人」同士でつくる法人 ▶ 企業組合

What is
くみあい?!

「組合」でできること

1 | ひとりでは困難な規模の活動が可能となる！



【コスト削減】



【営業チャンス増加】



【新サービス開発】

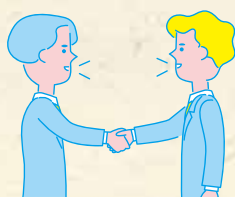
《既存組合の声》

- 大きな規模の受注ができた。
- 認可法人なので、取引先に安心感を与えられる。

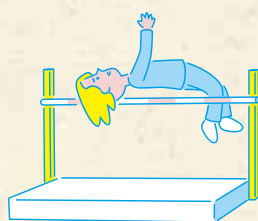
2 | ブランド価値を高めることができる！



【ブランディング】



【交渉力アップ】



【自主基準を定める】

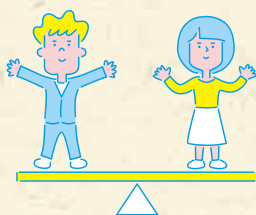
《既存組合の声》

- 行政等と交渉できるようになった。
- 自分たちでブランドを作り対外的にも認知されるようになった。

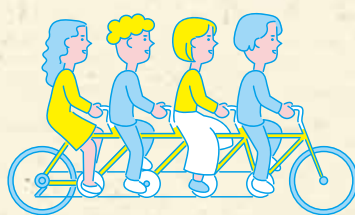
3 | 法人組織で仲間との連携力が高まる！



【責任感の向上】



【公平な組織運営】



【連携力の向上】

《既存組合の声》

- 任意組織よりもメンバーの帰属意識が高まった。
- ルールを決めて行動しやすい。
- 持続的な活動が可能となった。

「組合」の特徴・メリット

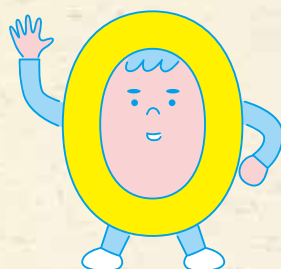
1 | 高い信用力

県知事等の行政庁認可法人のため、設立直後から高い信用力があります。個人事業主の場合でも法人としてのメリットを享受できます。



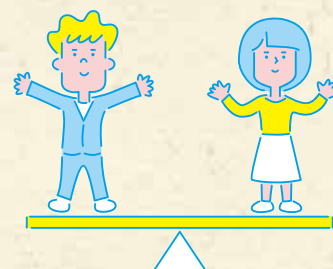
2 | 設立費用は0円

登記に対する登録免許税が非課税(0円)のため、初期費用の負担を抑えられスモールスタートが可能です。※出資金は必要



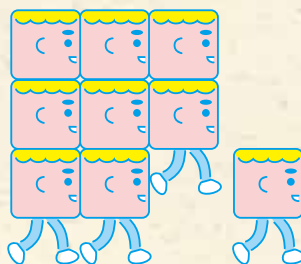
3 | 公平な組織運営

出資の多寡に関わらず、議決権・選挙権は1組合員1票で平等です。これまでの実績や年齢にかかわらずフラットな関係性が保てます。



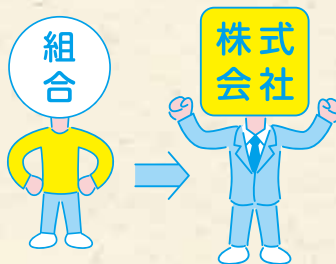
4 | 加入脱退が自由

組合への加入・脱退は自由で、メンバーの変更があっても組織を維持しやすいです。



5 | 株式会社に組織変更できる

将来的に事業規模が拡大した場合、組合を解散することなく株式会社へ組織変更が可能です。



6 | 中央会という支援機関がある

中央会は組合支援が専門。行政庁への届出書類や事業運営などをサポートします。

《設立後はぜひ中央会へご入会ください》



7 | 組合向けの補助が充実

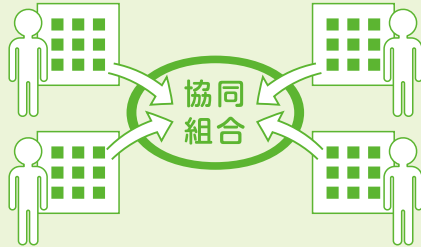
- ◎取引力強化推進事業……………小規模事業者で組織する組合であれば活用できる補助金
補助金上限50万円(2/3補助)……………チラシやHPの作成、ブランド構築等が可能
- ◎中小企業組合等課題対応支援事業………設立1年以上経過の組合であれば活用できる補助金
補助金上限2,000万円～下限100万円(6/10補助)……………市場調査、試作品の開発、システム開発等が可能
- ◎講習会の開催費用の補助……………組合で実施する研修の開催費用を補助
- ◎専門家派遣の補助……………経営相談などの専門家派遣費用を補助

※支援内容は一例で、変更となる場合があります。

事業協同組合

企業活動を良くしたい方

事業者4社以上がお互いのビジネスの活性化を図ることを目的に、連携して共同事業を実施する組合です。同じニーズを持った事業者が集まれば比較的簡単に設立できます。発言権は平等で、公平に組織運営する点がポイントです。



自社の活動はこれまで通り。別の組織を持つイメージ

- 事業者（法人・個人事業主）が出資して組合員となる
 - 組合で行う共同事業を利用して自社の経営に活かす
 - 共同事業の種類は様々。ニーズに合わせて実施する
- 共同受注…組合が窓口となり注文を受け、組合員で分担して仕事を行う
共同販売…組合員が製造・生産したものを組合でまとめて販売する

設立のタイプ

1 | 異業種チーム連携

各々の得意分野をひとつのサービス・製品として提供

2 | ライバル同士連携

同業種でタッグを組み、共通の課題を解決

3 | 地域活性化

地域のために連携し、観光等の課題を解決

近年は志（理念）を同じくする少人数の仲間と結成する傾向があります。

企業組合

個人同士でビジネスを始めたい方

個人4人以上が集まり、お互いの経験やスキルを活かして事業を実施する株式会社と近い形態の組合です。主婦、会社員、高齢者等様々な立場の人が参加でき、働き方は自分たちで柔軟に決められます。会社と同様に営利事業を行うことができますが、非営利組織に見られる平等性の側面も併せ持ちます。



自らの働く場所を仲間とともに創造するイメージ

- 個人として出資して組合員となる（法人もサポーターとして出資可）
- 組合員は出資者であり経営者であり労働者
- 組合員が組合から受け取る労働の対価は給与所得
（必要に応じて社会保険・労働保険に加入）

設立のタイプ

1 | 新事業チャレンジ

サービス業、福祉、ものづくりなど新しいビジネスを仲間と共に起業

2 | 地域貢献

地元住民で飲食店経営や特産品の販売

3 | 任意団体の法人化

売上拡大してきた個人による任意団体が企業組合で法人化

近年はソーシャルビジネスを行う組合が多いです。

法人組織比較

複数が集まって法人を構成する場合を想定し、比較しやすいように表示していますので、詳細は根拠法をよくご確認ください。

	事業協同組合	企業組合	株式会社	合同会社	一般社団法人	NPO法人
特 徴	相互扶助の精神で事業者同士が組織して事業活動する組合	相互扶助の精神で個人が組織して事業活動する組合、会社に近い形態	利益追求するための組織で所有者と運営者が別	利益追求するための組織で所有者と運営者が同一	営利(剰余金の分配)を目的としない団体、多種多様な運営が可能	社会貢献活動団体としての信頼性が高い非営利法人
向いているケース	事業者が連携して事業に取り組みたい、新ビジネスを試したい	個人同士で法人を設立したい、小さく創業したい	とことん営利を追求したい、増資の可能性がある	資金はないが技術がある方と資金はあるが技術がない方による連携	協会が認定資格を付与・教育するような事業、会費を集めて普及啓発活動のみを行う	不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する、社会課題解決のための活動
注 意 点	開業していない個人は組合員となれない(従業員として雇用は可)収益事業を行う必要がある	法人も特定組合員となれるがサポーターとしての意味合いが強い、従事比率等の制限に注意が必要	「稼ぐ」というイメージが先行する場合が多い、株式保有割合により影響力が異なる	メンバー(構成員)の変更は手続きが煩雑、知名度がやや劣る	社員には持ち分がない(途中退社しても財産上の権利はない)、利益分配できない、中小企業向け支援施策の対象とならない場合がある	賛同者が10人以上必要で設立に時間がかかる、活動内容に制限がある、情報公開が義務付けられている
根 拠 法	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	会社法	会社法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	特定非営利活動促進法
設立要件	出資金 4社以上の事業者	出資金 4人以上の個人	資本金 1人以上	資本金 1人以上	2人以上	10人以上の社員
行政の認可	必 要	必 要	不 要	不 要	不 要	不要(認証は必要)
設立費用の例 ※電子定款の場合、印紙税は不要	定款認証:不要 登録免許税:非課税 合計0円	定款認証:不要 登録免許税:非課税 合計0円	定款認証:3~5万 印紙税4万 登録免許税:最低15万 合計18万~24万円	定款認証:不要 印紙税4万 登録免許税:最低6万 合計6万~10万円	定款認証:5万 登録免許税:6万 合計11万円	定款認証:不要 登録免許税:非課税 合計0円
議 決 権	平 等 (1組合員1票)	平 等 (1組合員1票)	出資額に応じる (1株1票)	定款で任意設定 (原則1社員1票)	定款で任意設定 (原則1社員1票)	原 則 平 等 (1社員1票)
配 当	利用分量配当及び1割までの出資配当	従事分量配当及び2割までの出資配当	出 資 配 当	出 資 配 当 (定款で自由に設定)	不 可	不 可
法人税	法人課税 (一部優遇措置)	法人課税	法人課税	法人課税	営利型は普通課税・非営利型は非課税(収益事業は課税)	非 課 税 (収益事業は課税)

組合の一言

映像制作エーカッシー 協同組合

動画制作をワンストップで提供！
動画制作に携わる異業種で設立。
利害関係の外注先ではなく理念やビジョンを共有したチームを作れた。



組合の一言

山口グルメメーカーリング 協同組合

キッチンカー同業者による組合。
組合窓口ができたおかげでイベント主催者は一度に複数台集められ、組合員は出店機会を得られてWIN-WIN。



組合の一言

企業組合 河内グランマ

地元農産品を活用してものづくり！
岩国市の女性グループが企業組合として法人化。地元食材をふんだんに使った弁当・菓子・味噌を製造。



山口県中小企業団体中央会とは？

組合支援が専門の経済団体です。

中央会は「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関する法律」を根拠に設置されている中小企業連携組織支援のための専門機関です。

中小企業組合を主な会員とし、組合の設立や運営の支援、マッチングの促進などを通じて中小企業の振興発展を図っています。

組合サポートメニュー

組合設立前も設立後も手厚く伴走支援します。

《設立前の支援》

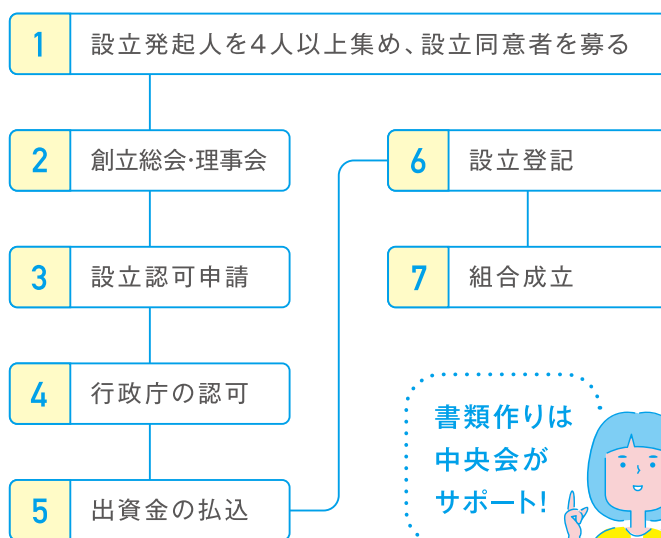
- 仲間集めの支援
- 事業計画の策定支援
- 設立に関する書類の作成サポート

《設立後の支援》

- 運営や会計に関するアドバイス
- タイムリーな情報提供・情報発信の支援
- 講習会の開催・費用補助
- 組合特有の補助金申請支援

組合設立の手順

1～2か月で
設立可能



ご相談は「無料」です。
お気軽にお問い合わせください。

山口県中小企業団体中央会

〒753-0074 山口県山口市中央4丁目5-16 (山口県商工会館6階)

TEL.083-922-2606

[受付時間] 8:30~17:15 (土・日・祝除く)

[Eメール] ycdc@axis.or.jp

[ホームページ] <https://axis.or.jp>

ホームページ



facebook



Instagram



山口県中央会 で検索



本リーフレットは令和5年8月現在の情報を基に作成しています(令和5年度小規模事業者連携促進事業)